

## 第2回

# 村上市歴史的風致維持向上協議会

## 議案書

日時：平成30年3月9日（金）午後1時30分～

会場：村上市教育情報センター会議室A・B（2階）

（村上市田端町4番25号）

村上市

## 目 次

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿	… 2
報告	
(1) 歴史まちづくりの取り組み状況について	… 3
議事	
(1) 歴史的風致維持向上計画の変更について	… 5
(2) 今後の歴史まちづくりの取り組みについて	… 7
参考) 村上市歴史的風致維持向上協議会条例	… 8

## 村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

平成30年2月末現在

### 学識経験を有する者（1号委員）

国立大学法人東京大学大学院工学研究科・教授	西 村 幸 夫	会 長
国立大学法人新潟大学工学部建設学科・教授	岡 崎 篤 行	副会長
村上市文化財保護審議会・会長	大 場 喜代司	
村上市郷土資料館・館長	佐 藤 耕太郎	
新潟県建築士会岩船支部・幹事	大 竹 憲 一	

### 関係団体を代表する者（2号委員）

村上商工会議所・副会頭	山 貝 世津子	
村上市4商工会・前会長	須 貝 慎一郎	
村上市観光協会・監事	益 田 茂 彦	
村上・岩船景観会議・座長	川 上 伊登志	
村上地区地域審議会・前会長	山 口 治 雄	
荒川地区地域審議会・会長	会 田 健 次	
神林地区地域審議会・会長	大 嶋 芳 美	
朝日地区地域審議会・会長	忠 隆 司	
山北地区地域審議会・副会長	板 垣 茂 樹	

### 関係行政機関の職員（3号委員）

新潟県村上地域振興局地域整備部・副部長	高 橋 幸 彦	
新潟県村上地域振興局農林振興部・副部長	竹 内 徹	
新潟県村上地域振興局企画振興部地域振興課・課長	桑 原 清	
新潟県教育庁文化行政課文化係・係長	祝 政 弘	
村上市教育委員会生涯学習課・課長	板 垣 敏 幸	
村上市都市計画課・課長	東 海 林 則 雄	

### オブザーバー

国土交通省北陸地方整備局建政部・都市調整官	大 関 弘 之	
-----------------------	---------	--

## 歴史まちづくりの取り組み状況について

### 1 歴史的風致の維持向上に関する取り組み（行政の取り組み）

#### ●歴史的建造物の保存・活用

- ・歴史的建造物の保存を目的とした建造物の外観修理補助事業の創設（H29年5月～）
- ・歴史的風致形成建造物の指定（H29年7月）
- ・「村上城跡」「若林家住宅」「旧岩間家住宅」等の指定文化財の保存

#### ●歴史的町並み環境の保全・形成

- ・町並み景観の保全を目的とした建造物の外観修景補助事業の創設（H29年5月～）
- ・景観計画重点地区内での外観修景行為への助成金の交付（H26年度～）
- ・商店街等の景観魅力向上のための街路灯や舗装費用を補助（H28年度～）
- ・都市計画道路「泉町羽黒町線」の変更（H29年7月）
- ・県道の整備内容を検討するまちづくりワークショップを開催（H29年10月～）
- ・無電柱化に向けた電線管理者との協議（H29年度～）
- ・歴史的風致の普及啓発のための「まち歩き城下絵図」の作成（H30年1月）
- ・伝統的建造物群保存地区指定に向けた検討

#### ●後継者等の育成・確保と地域力の強化

- ・村上堆朱の販路拡大や認知度向上に向けたプロモーションの実施
- ・村上堆朱の後継者育成支援のための補助金の交付
- ・村上小学校等の総合学習における塩引き鮭づくり体験の実施
- ・「村上まつり」の重要無形民俗文化財の指定（H30年1月）※文化審議会答申
- ・日本遺産の認定を目指したストーリーの組み立て

## 2 歴史的風致の維持向上に関する取り組み（まちづくり団体の取り組み）

### ●歴史的建造物の保存・活用

- ・村上町屋再生プロジェクトによる県産材を用いた建造物の外観修景事業の実施
- ・村上町屋商人会や塩谷活性化協議会等による町家を活用したイベントの開催
- ・(財)イヨボヤの里開発公社による若林家住宅等の文化財を活用したイベントの開催
- ・肴町商工会等による歴史的建造物を活用した節分行事などの開催
- ・地藏様巡りなどまちづくり協議会での歴史資源を再確認するイベントの開催

### ●歴史的町並み環境の保全・形成

- ・村上町屋再生プロジェクトによる県産材を用いた金属フェンスの木質化事業の実施
- ・村上ロータリークラブによる小路の説明看板の設置（H29年12月）
- ・村上商工会議所による社寺の説明看板の設置の検討

### ●後継者等の育成・確保と地域力の強化

- ・村上高等職業訓練校における村上堆朱の職人育成講座の開設（H29年4月～）
- ・村上堆朱事業協同組合と長岡造形大学の連携による村上堆朱の新商品の開発
- ・(財)イヨボヤの里開発公社による塩引き鮭づくり体験講座の開催
- ・日本茶の知識や入れ方を競う「T-1グランプリ」の開催
- ・村上茶手揉保存会が全国手もみ製茶技術協議会、全国手もみ茶品評会で2冠達成
- ・村上まつり体験講座などの各まちづくり協議会での伝統行事等の体験講座の開催
- ・村上町屋再生プロジェクトの活動が日本ユネスコ「未来遺産」に登録（H29年3月）
- ・塩谷活性化協議会が国土交通省まちづくり功労者表彰を受賞（H29年6月）



## 歴史的風致維持向上計画の変更について

### 村上市歴史的風致維持向上の変更内容

#### ●歴史的風致形成建造物指定候補の追加（第7章）

- ・歴史的風致形成建造物指定候補に4件の歴史的建造物を追加

- ①九重園（店舗・座敷棟・古土蔵・新土蔵）
- ②宮尾酒造（主屋）
- ③吉川酒舗（主屋・土蔵・醤油蔵・入蔵）
- ④てんや味噌醤油店（主屋・土蔵）

#### ●歴史的風致形成建造物指定候補の追加に伴う建造物の説明文の追加（第2章）

- ・維持向上すべき歴史的風致（第2章）内に説明の無い建造物の説明文を追加

※説明文を追加する建造物：「吉川酒舗」「てんや味噌醤油店」

#### ●歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業に支援事業名を修正（第6章）

- ・国費を活用している「歴史的風致形成建造物保存事業」の支援事業名を国費名に修正  
修正前) 村上市単独 → 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
- ・国費を活用している「建造物外観修景事業」の支援事業名を国費名に修正  
修正前) 村上市単独 → 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

#### ●語句の訂正

- ・行政区域名積の訂正  
訂正前) 1,174.24 k m<sup>2</sup> → 訂正後) 1,174.26 k m<sup>2</sup>
- ・まちづくり団体「大八車塾」の活動開始年を訂正  
訂正前) 平成27年度 → 訂正後) 平成27年（2015）3月
- ・歴史的風致形成建造物指定候補の建造物名を訂正  
訂正前) 西奈弥神社境内撰社神明宮 → 訂正後) 西奈弥羽黒神社境内撰社神明宮

## 今後の歴史まちづくりの取り組みについて

### 歴史的風致の維持向上に関する今後の取り組み（予定）

#### ●歴史的建造物の保存・活用

- ・「歴史的風致形成建造物保存事業」の継続と普及啓発
- ・歴史的風致形成建造物の指定と指定候補の追加
- ・国指定史跡「村上城跡」等の文化財等の保存事業の継続
- ・市指定有形文化財の国費を活用した保存
- ・まちづくり団体等と連携した歴史的建造物の活用（武家住宅・町家の活用）

#### ●歴史的町並み環境の保全・形成

- ・建造物外観修景事業や景観形成助成金制度の継続と普及啓発
- ・無電柱化に向けた電線管理者との調整
  - ※協議調整路線：市道安善寺線・市道安泰寺線
- ・無電柱化に影響のない路線の道路美装化
- ・建造物外観修景事業と連携した県道沿線の近代設備（アーケード等）の撤去
  - ※物件補償費等の調査の実施
- ・歴史的建造物に影響を与える都市計画道路の見直し（変更）
- ・伝統的建造物群保存地区指定に向けた検討
- ・空き家対策計画の策定
- ・まちづくり団体と連携した町並み景観の保全
  - ※建造物外観修景事業等の事業区域外の建造物や補助対象外箇所へのまちづくり団体からの助成

#### ●後継者等の育成・確保と地域力の強化

- ・村上堆朱のプロモーションや後継者育成支援のための補助金の継続
- ・日本遺産の認定を目指したストーリーの組み立て



## 参 考

### ○村上市歴史的風致維持向上協議会条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、村上市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項について協議を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。